



清正公まつりで長洲町をP R 『金魚みこし』初遠征!!

「金魚と鯉の郷ながす」をPRするために作られた『金魚みこし』が七月二十八日、熊本市で開催された「清正公まつり」に初めて参加しました。

このまつりの郷土芸能披露には、これまでに青森のねぶたや北九州の小倉祇園太鼓の山車などが参加。今年は、本町の二つの『金魚みこし』のほか、小川町の亀の舞、鹿児島の鈴かけ馬踊りなどが披露されました。

『金魚みこし』の担ぎ手には町職員をはじめ、九州不二サッシ、日立造船、玉名高校生、腹榮青年団などから約70人が出場。担ぐ前までは少々緊張気味の担ぎ手たちも、まつり呼び物の神幸行列になると、「ワッショイ、ワッショイ」と威勢よく掛け声を上げながら、上通りや下通りなど熊本市内の繁華街を練り歩きました。

買い物客でにぎわう街に、突然現れた一風変わったみこしの行列に、驚く人、喜ぶ人、カメラを撮る人と、なかでも『金魚みこし』がいちばん目を引いていました。



広報

ながす

1991 No.487

8/15

知って おきたい 税情報

No.37

固定資産税 ③

今回は、5月15日号に引き続き、固定資産税のことについて問答式で説明します。

【問】

私は昭和62年9月に住宅を新築しましたが、平成3年度分から税額が急に高くなりました。なぜでしょうか。

【答】

新築の住宅に対しては、3年間の固定資産税の減額制度が設けられており、一定の要件にあたるときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分にかぎり、税額が2分の1に減額されます。したがって、あなたの場合は昭和63年度分及び平成元・2年度分について、税額が2分の1に減額されていたわけです。なお、3階以上の中高層耐火住宅については、一定の要件にあたるときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年度分にかぎり、税額が2分の1に減額されます。

上記の一定の要件とは次のとおりです。

①専用住宅や併用住宅であること。(なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上あること。)

②床面積要件

居住部分の床面積が40m²（一戸建以外の貸家住宅は35m²）以上200m²以下であること。

③価格要件

家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳の登録価格が、1m²当たり次の額以下であること。

木造住宅	97,000円
非木造住宅	簡易耐火構造住宅 125,000円
	耐火構造住宅 153,000円

◎減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が、100m²までのものはその全部が減額対象に、100m²を超えるものは100m²分に相当する部分が減額対象になります。

◎減額される期間

ア. 一般の住宅（木造等）……新築後3年度分
イ. 3階以上の中高層耐火住宅……新築後5年度分

*詳しいことは、役場税務課

（☎783111内線151）まで。

□応募期間 9月17日（火）
（当日消印有効）

□応募先 〒862熊本市出水
255-1 熊本県立図書館総務企画部

※詳しくは、社会教育課（☎780053）まで。

募集品 コンクール

県読書感想文

年金相談所の開設

県では、読書週間行事の一環として、読書感想文コンクールを次のとおり実施しますので、お気軽にご相談ください。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

年金相談所の開設

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談員 玉名社会保険事務所
相談員 住民課

町では、町民一人ひとりが国

民年金制度に対する正しい理解と認識を深め、自分自身の年金受給権の確保のために、次のおり年金相談所を開設します。

□とき 8月23日（金）
午前10時～午後3時

□ところ 役場一階ロビー

□相談

広報の題字を
書きました



好きな科目は算数。分数のかけ算が得意です。
7月の終わりに、家族と友達と大分へキャンプに行きました。
でも、台風が近づいてきたので、あまり遊びませんでした。
将来は、かわいい文具のお店をやりたいです。

仕明 正美さん



腹赤小6年
〔平原〕

もうすぐ1歳

松野 歩(わたる)くん
進さん・智子さんの三男

〈清源寺〉

「最近歩きはじめて、目がはなせません。ものごとにこだわらな
い大きな子になってほしい。」

JT将棋日本シリーズ'91

～二回戦第一局～

谷川浩司竜王・王位・王座 VS 羽生善治棋王

□とき 8月25日(日) □開場 午後12時30分
□ところ 熊本県立劇場 □開演 午後1時

【入場無料】

一保健・衛生だより一

◆福祉課は☎78-3111(内線142) ※大切なことは、メモしておきましょう!

行事	日 時	会 場	備 考
1歳6か月児健診	8月23日(金) 受付 13:30~14:30	町民研修センター	対象者／平成2年2月・3月生まれの幼児 持参するもの／母子手帳、※おしつこ ※おしつこはきれいに洗った容器に入れてください。
育児相談	8月27日(火) 13:30~14:30	〃	対象者／乳幼児 持参するもの／母子手帳 内容／身長、体重計測他
三種混合 (百日咳) (ジフテリア) (破傷風)	9月3日(火) 13:30~14:30	清源寺公民館	対象者／ 第1期接種者（3週～8週の間隔で3回接種） 生後12か月～48か月まで 第2期接種者（1回接種） 第1期接種終了後12か月～18か月
	9月6日(金) 13:30~14:30	向野集会所	注)第1期接種終了後18か月を過ぎていても追加免疫の効果は期待できますので、第2期を接種してもかまいません。ただし、66か月までの子供に限ります。
	9月10日(火) 13:30~14:30	町民研修センター	
7か月児健診	9月13日(金) 受付 13:30~14:30	〃	対象者／平成2年12月13日～平成3年2月13日生まれの乳児 持参するもの／母子手帳

ハーモニーながす
夏の夕べのコンサート

□とき 8月20日(火) 午後7時～8時30分
□ところ 長洲共同福祉施設 入場無料 (あわせて、
雲仙災害見舞チャリティも行います)
親子でアニメ曲や童謡を歌いましょう。